

帰国生徒等特例措置

1 応募資格

- 保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに奈良県内に居住している者で、次の①から③のいずれかに該当するもの。

ただし、「県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領」により承認を得た者は、奈良県内に居住している者とみなします。

- ① 中学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和4年3月卒業見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- 上記の資格を有するもので、かつ、次のアからウのいずれかに該当するもの。

ア 保護者の海外勤務等に伴う外国での在住期間が帰国時からさかのぼり継続して2年以上の者で、令和3年1月1日以降に帰国したもの

イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

2 実施時期

特色選抜と同時期に実施

3 実施校と実施学科

| | 学 校 名 | 学 科 |
|-----------|-----------|--------------|
| 帰国生徒等特例選抜 | 国 際 | 国際科 plus |
| 帰国生徒等特例措置 | 法 隆 寺 国 際 | 総合英語科 |
| | 高 取 国 際 | 国際コミュニケーション科 |

4 検査成績と調査書成績の取扱い等

| 学校名 | 実施検査の種類・配点 | | | | | 調査書成績 | |
|---------------|------------|----|----|--------|---------|---------------------|----------|
| | 学力検査 | | 作文 | 学校独自検査 | 検査成績の満点 | 調査書において重視する教科（加重配点） | 調査書成績の満点 |
| | 数学 | 英語 | | | | | |
| 国 際 | 40 | 40 | 40 | 50 | 170 | ——— | 135 |
| 法隆寺国際 高取国際 | 40 | 40 | 40 | — | 120 | | |

※ 学力検査は、奈良県教育委員会が作成する特色選抜の学力検査問題を使用して実施します。

※ 作文の検査問題は、奈良県教育委員会が作成します。

※ 学校独自検査は、特色選抜と同じ検査問題を使用して実施します。

※ 学力検査、作文、学校独自検査の検査以外に面接を実施します。ただし、点数化しません。面接は個人面接です。

※ 調査書の特別な取扱いはありません。